

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 岩原川周辺環境整備事業  【内容】 都市下水路の両側に接する道路との一体的な整備 位置：岩原都市下水路、五島町恵美須町1号線ほか  【実施時期】 平成25～ <u>29年度</u>	長崎市	長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（まちなか地区都市再生整備計画事業及びまちなか地区都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業） [国土交通省]  【実施時期】 平成 <u>27～29年度</u>		【事業名】 岩原川周辺環境整備事業  【内容】 都市下水路の両側に接する道路との一体的な整備 位置：岩原都市下水路、五島町恵美須町1号線ほか  【実施時期】 平成25～ <u>28年度</u>	長崎市	長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（まちなか地区都市再生整備計画事業及びまちなか地区都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業） [国土交通省]  【実施時期】 平成 <u>27～28年度</u>	
【事業名】 中島川公園整備事業		復元整備の進む出島の対岸に位置し、出島表門橋の架橋位置であることから、重要な観光資	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（まちな		【事業名】 中島川公園整備事業		復元整備の進む出島の対岸に位置し、出島表門橋の架橋位置であることから、重要な観光資	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（まちな	

<p>【内容】 用地買収、補償、公園整備等を実施し、出島表門橋との一体的な整備A=0.3ha 位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成22～<u>29年度</u></p>		源と位置付け、景観的に優れた出島表門橋と一体的な空間となるよう整備する。 観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	か地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]  【実施時期】 平成 27～ <u>29 年度</u>		<p>【内容】 用地買収、補償、公園整備等を実施し、出島表門橋との一体的な整備A=0.3ha 位置：江戸町</p> <p>【実施時期】 平成22～<u>28年度</u></p>		源と位置付け、景観的に優れた出島表門橋と一体的な空間となるよう整備する。 観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。	か地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]  【実施時期】 平成 27～ <u>28 年度</u>	
【事業名】 まちなか回遊路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなか回遊路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公園施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 公園施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 地域・観光交流センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 地域・観光交流センター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなみ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなみ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 誘導サイン整備事業</p> <p>【内容】 誘導・案内板の設置(15箇所) 位置：中心市街地の一部</p> <p>【実施時期】 平成25～28年度</p>	長崎市	観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。 目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]  【実施時期】 平成 27～28 年度		<p>【事業名】 誘導サイン整備事業</p> <p>【内容】 誘導情報案内板の設置(15箇所) 位置：中心市街地の一部</p> <p>【実施時期】 平成25～28年度</p>	長崎市	観光客が迷わず快適にまち歩きができるように、分かりやすい位置に、視認性・識別性に優れた誘導サインを整備する。 目的地への誘導が容易になることで、更なるまちなか回遊・賑い創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(まちなか地区都市再生整備計画事業) [国土交通省]  【実施時期】 平成 27～28 年度	
【事業名】 公共トイレ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 公共トイレ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】	(略)	(略)	(略)	(略)

花のあるまちづくり事業 (略)				
--------------------	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 銅座川プロムナード整備事業 <u>(街路)</u>  <b>【内容】</b> 路線名：都市計画道路銅座町松が枝町線（銅座工区） 延長：L=420m 幅員：W=15m <u>河川等整備事業</u> <u>河川名：銅座川</u> <u>延長：L=792m</u> <u>道路新設改良事業</u> <u>市道名：市道浜町油屋町1号線</u> <u>延長：L=100m</u> 位置：銅座地区  <b>【実施時期】</b> 平成26～36年度	長崎市	銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [国土交通省]  <b>【実施時期】</b> 平成 27～31 年度	
<b>【事業名】</b> 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 南大浦地区斜面市街地再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 長崎駅周辺土地区画整理	(略)	(略)	(略)	(略)

花のあるまちづくり事業 (略)				
--------------------	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 銅座川プロムナード整備事業  <b>【内容】</b> 路線名：都市計画道路銅座町松が枝町線（銅座工区） 延長：L=420m 幅員：W=15m <u>河川等整備事業</u> <u>河川名：銅座川</u> <u>延長：L=300m</u> <u>道路新設改良事業</u> <u>市道名：市道浜町油屋町1号線</u> <u>延長：L=100m</u> 位置：銅座地区  <b>【実施時期】</b> 平成26～36年度	長崎市	銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>【措置の内容】</b> 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [国土交通省]  <b>【実施時期】</b> 平成 27～31 年度	
<b>【事業名】</b> 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 南大浦地区斜面市街地再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>【事業名】</b> 長崎駅周辺土地区画整理	(略)	(略)	(略)	(略)

事業 (略)				
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央 通り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美 須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R 長崎本線連続立体交 差事業  【内容】 東西市街地の分断や踏切 による交通渋滞を解消す るとともに、東西市街地の 一体的発展を図るために 行う鉄道の高架化 全延長：L = <u>2,480m</u> 位置：松山町～尾上町  【実施時期】 平成21～32年度	長崎県	長崎駅から北2.5km までの間 の4か所の踏切を無くし、道路 混雑や踏切事故を解消すると ともに、鉄道で東西に分断され ている市街地の一体化と均衡ある 発展を図るため連続立体交差事 業を行う。 中心市街地への人と車の流れの 円滑化に大きく貢献し、まちな かのにぎわいの創出と商業・業 務の活性化に寄与することか ら、中心市街地の活性化に必要 な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総 合交付金（道路 事業（街路）） 〔国土交通省〕  【実施時期】 平成 27～31 年 度	
【事業名】 <u>都市計画道路片淵線街路 整備事業（新大工工区）</u>  【内容】 <u>都市計画街路整備事業</u> 延長：L = <u>270m</u> 幅員：W = <u>8m</u> 位置： <u>片淵2丁目～新大工 町</u>  【実施時期】 <u>平成28～33年度</u>	長崎市	<u>近隣小中学校の通学路であ り、かつ、近隣の大学や病院へ 通う通路として利用されている 当該道路の歩行空間の安全性を 確保するとともに、都市機能の 強化に資する補助幹線道路とし て整備する。</u> <u>新大工町地区市街地再開発事 業と連携して歩行者の回遊時の 安全性を向上させ、快適な歩行 空間を確保することが見込まれ ることから、中心市街地の活性 化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 社会資本整備総 合交付金（道路 事業（街路））  【実施時期】 平成 28～31 年 度	

(3) 略

事業 (略)				
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央 通り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美 須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R 長崎本線連続立体交 差事業  【内容】 東西市街地の分断や踏切 による交通渋滞を解消す るとともに、東西市街地の 一体的発展を図るために 行う鉄道の高架化 全延長：L = <u>2,490km</u> 位置：松山町～尾上町  【実施時期】 平成21～32年度	長崎県	長崎駅から北2.5km までの間 の4か所の踏切を無くし、道路 混雑や踏切事故を解消すると ともに、鉄道で東西に分断され ている市街地の一体化と均衡ある 発展を図るため連続立体交差事 業を行う。 中心市街地への人と車の流れの 円滑化に大きく貢献し、まちな かのにぎわいの創出と商業・業 務の活性化に寄与することか ら、中心市街地の活性化に必要 な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総 合交付金（道路 事業（街路）） 〔国土交通省〕  【実施時期】 平成 27～31 年 度	
(4) からの移設				

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業(大浦工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②に移設				
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業  【内容】 商業施設や店舗等の民間	長崎市	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放しても		

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業(大浦工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業(新大工工区)  【内容】 都市計画街路整備事業 延長：L=280m 幅員：W=8m 位置：片淵2丁目～新大工町 【実施時期】 平成29～33年度	長崎市	近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。 新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業  【内容】 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の	長崎市	多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放しても		

施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを <u>実験的に</u> 行うもの。 位置：中心市街地		らうものである。 まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【実施時期】 平成27年度～				
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>銅座川プロムナード整備事業（河川、道路）</u> 〔再掲〕	長崎市	<u>銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川（銅座川）を一体的に整備する。</u> <u>「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>		
【内容】 <u>河川等整備事業</u> <u>河川名：銅座川</u> <u>延長：L=792m</u> <u>道路新設改良事業</u> <u>市道名：市道浜町油屋町1号線</u> <u>延長：L=100m</u> <u>位置：銅座地区</u>				
【実施時期】 平成26～36年度				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) ～ (4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) ～ (4) 略

一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを <u>実験的に</u> 行うもの。 位置：中心市街地		らうものである。 まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【実施時期】 平成27年度				
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) ②からの移設				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) ～ (4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) ～ (4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 <u>まちなかアートフェスタ事業</u>  【内容】 <u>中心市街地において、音楽会をはじめ舞踊、演劇などのステージをジャンル別に開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する</u>  【実施時期】 平成27年度～	長崎市	<u>本市の中心商業地において音楽会をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催するまちなかアートフェスタ事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。</u>	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]  【実施時期】 平成 27～31 年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 <u>まちなか音楽会事業</u>  【内容】 <u>中心市街地の商店街において、音楽会を開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民演奏家の発表の場を提供</u>  【実施時期】 平成27年度～	長崎市	<u>浜町地区は、本市の中心商業地の中核となる商業集積地であり、当該地区の商店街内で開催する市民演奏家による音楽会は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。</u>	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]  【実施時期】 平成 27～31 年度	

<p>【事業名】 長崎さるく</p> <p>【内容】 長崎の数多くある観光資源を活かして、市民ボランティアガイドとともにまちをさるいて(歩いて)長崎を観光するイベント</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	<p>(一社)長崎国際観光コンベンション協会</p>	<p>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>		<p>【事業名】 長崎さるく</p> <p>【内容】 長崎の数多くある観光資源を活かして、市民ボランティアガイドとともにまちをさるいて(歩いて)長崎を観光するイベント</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	<p>長崎市</p>	<p>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。 長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 長崎帆船まつり (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 長崎帆船まつり (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 長崎くんち (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 長崎くんち (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 長崎ベイサイドマラソン &amp;ウオーク (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 長崎ベイサイドマラソン &amp;ウオーク (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)



(3) に移設				
---------	--	--	--	--

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 市民トイレ活用事業[再掲]</p> <p><b>【内容】</b> 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを行うもの。 位置：中心市街地</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度～</p>	長崎市	<p>多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。</p> <p>まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金[内閣府]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度</p>	

(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (4) 略

<p><b>【事業名】</b> 市民トイレ活用事業[再掲]</p> <p><b>【内容】</b> 商業施設や店舗等の民間施設のトイレ整備費用の一部を市が助成する等して、一般市民や観光客にトイレを開放してもらう取組みを実験的に行うもの。 位置：中心市街地</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度</p>	長崎市	<p>多くの人が集まる場所や通りに必ずしも公共トイレが配置されていない現状において、公共トイレを補完する形で、民間施設のトイレを市民や観光客が自由に利用できるよう開放してもらうものである。</p> <p>まちなかに訪れた誰もがまち歩きを安心して楽しむことができ、賑わいの創出につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 中心市街地再活性化特別対策事業 [総務省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 27 年度</p>	
--	-----	--	---	--

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ①から移設				

(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ～ (4) 略

◇4章から8章までに掲げる事業および支援措置の実施箇所



◇4章から8章までに掲げる事業および支援措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 協議会委員

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
1	まちづくり会社	第1項1号ロ(都市機能)	長崎つきまち(株)代表取締役社長
2	商工会議所	第1項2号イ(経済活力)	会頭
3			都市問題副委員長
4			商業部会長
5			専務理事
6	商店街団体	第4項2号(商業者)	浜んまち6商会 会長
7			長崎市中通り商店街(振) 理事長
8			長崎市築町商店街 会長
9			新地湊市商店街会 会長
10			長崎駅前商店街組合 理事長
11			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
12	交通機関	第4項2号(交通事業者)	長崎自動車(株)代表取締役社長
13			長崎県交通局長
14			長崎電気軌道(株)代表取締役社長
15			九州旅客鉄道(株)長崎支社 取締役支社長
16			(一社)長崎市タクシー協会 会長
17	地権者	第4項2号(地権者)	浜んまちエリアマネジメント協議会 委員長
18			新大工町地区市街地再開発準備組合 理事長
19	市町村	第4項3号(市町村)	長崎市まちづくり部長
20			長崎市商工部長
21	金融機関	第8項(金融機関)	(株)十八銀行 代表執行役頭取
22			親和銀行 取締役常務執行役員
23	学識経験者	第8項(学識経験者)	(公財)ながさき地域政策研究所 研究所長
24			長崎大学経済学部准教授
25	NPO	第8項(市民)	NPO法人長崎コンプラドール 理事長
26	市民		(一社)長崎青年会議所 理事長
27	オブザーバー	第7項(行政機関)	経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長
28		第7項(行政機関)	国土交通省九州地方整備局建政部 都市・住宅整備課長

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 略

(2) 協議会委員

No.	区分	法令根拠/第15条	所属・役職
1	まちづくり会社	第1項1号ロ(都市機能)	長崎つきまち(株)代表取締役社長
2	商工会議所	第1項2号イ(経済活力)	会頭
3			都市問題副委員長
4			商業部会長
5			専務理事
6	商店街団体	第4項2号(商業者)	浜んまち6商会 会長
7			長崎市中通り商店街(振) 理事長
8			長崎市築町商店街 会長
9			新地湊市商店街会 会長
10			長崎駅前商店街組合 理事長
11			長崎市新大工町商店街(振) 代表理事
12	交通機関	第4項2号(交通事業者)	長崎自動車(株)代表取締役社長
13			長崎県交通局長
14			長崎電気軌道(株)代表取締役社長
15			九州旅客鉄道(株)長崎支社 取締役支社長
16			(一社)長崎市タクシー協会 会長
17	地権者	第4項2号(地権者)	浜んまちエリアマネジメント協議会 委員長
18			新大工町地区市街地再開発準備組合 理事長
19	市町村	第4項3号(市町村)	長崎建設局長
20			長崎経済局商工部長
21	金融機関	第8項(金融機関)	(株)十八銀行 代表執行役頭取
22			親和銀行 取締役常務執行役員
23	学識経験者	第8項(学識経験者)	(公財)ながさき地域政策研究所 研究所長
24			長崎大学経済学部准教授
25	NPO	第8項(市民)	NPO法人長崎コンプラドール 理事長
26	市民		(一社)長崎青年会議所 理事長
27	オブザーバー	第7項(行政機関)	経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長
28		第7項(行政機関)	国土交通省九州地方整備局建政部 都市・住宅整備課長

29		第7項（行政機関）	長崎県産業労働部商務金融課長
30		第7項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 九州本部 地域振興課長
30	アドバイザー	第7項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 九州本部 中心市街地サポートMG

(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》（平成26年8月28日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約（案）について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員（案）について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成26年10月2日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会（平成26年11月14日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・その他

**【平成27年度】**

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成27年4月13日）

- ・平成26年度事業報告（案）について
- ・平成27年度事業計画（案）・予算（案）について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成27年11月17日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

**【平成28年度】**

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成28年4月28日）

- ・委員の選任（案）及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- ・平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

(5) 略

[3] 略

29		第7項（行政機関）	長崎県産業労働部商務金融課長
30		第7項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 九州本部 地域振興課長
30	アドバイザー	第7項（関係機関）	中小企業基盤整備機構 九州本部 中心市街地サポートMG

(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》（平成26年8月28日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約（案）について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員（案）について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成26年10月2日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会（平成26年11月14日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・その他

※平成27年度から平成28年4月までの実績を追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4. から8. に掲げた事業を行う。

4. ～6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称）
- ・まちなかアートフェスタ事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業（再掲）
- ・中心市街地公園整備事業
- ・出島表門橋架橋整備事業（再掲）
- ・市民トイレ活用事業（再掲）
- ・浜町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4. から8. に掲げた事業を行う。

4. ～6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称）
- ・まちなか音楽会事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業（再掲）
- ・中心市街地公園整備事業
- ・出島表門橋架橋整備事業（再掲）
- ・市民トイレ活用事業（再掲）
- ・浜町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 略